

## 誰もが海を望める地区を目指そう～ヤマバレまちなみガイドライン

平成19年1月

### 山原自治会

#### 1 ヤマバレまちなみガイドラインとは

ヤマバレ地区は青い海の景色に恵まれた美しいエリアです。この地区に住む多くの住民は、石垣島の美しい海と自然にあこがれて移り住んできました。一方で、そのことによりこの地区の自然環境を少なからず変化させてきてしまったことも事実です。

わたしたち住民は、この環境の変化を最小限にとどめたいと考え、これまで自主的に建物の高さを抑えるなどして、ヤマバレ地区を訪れるすべての人がこの環境に親しめるよう努力してきました。

しかし近年、この趣旨にそぐわないような高い建物が建ちはじめ、自然環境や美しい眺望が失われようとしています。

このガイドラインは、今後ヤマバレ地区での建築物や開発行為において、また日常生活や商業活動において、美しい海の景観と緑豊かな自然環境を皆で共有し健康で安全・安心な町となるように、みなさんに配慮していただきたい事項をヤマバレ自治会が示したものです。

法や条例に基づくものではありませんが、相互協力・相互努力のもと、誰もが海を望めるヤマバレ地区をめざし、

関係者の皆様には広く理解し、準拠していただくことを自治会は要望していきます。

#### 2 配慮事項

##### (1)建築物・工作物

###### ア.高さ

より山側の建築物からの海の眺望を阻害しない高さとしましょう

☆全ての人がこの海の眺望に惹かれて生活し、休息や商業活動を行っています。そうした人々の夢を阻害しないようにしてください。

☆現況地盤面を基準として、各敷地の高いほうからみて1階建ての高さを目安としてください。

###### イ.配置

より山側の建築物からの海の眺望を阻害しないように建物の配置を工夫しましょう。

☆山側の建築物からの眺望を確保できる位置にしてください。

#### ウ.色彩

自然環境および地区全体としての調和を考慮しましょう。

☆海の眺望を阻害したり、不調和となるような極端な色彩は用いないようにしてください。

#### エ.雨水の浸透

雨水等は地区内での水処理施設が完備するまでは、地下浸透を心がけましょう。

☆自己敷地内に置いては浸透枠を取り付けるなど、できるだけ雨水を浸透させてください。 ☆設地表をコンクリートなどで固めたりせず、外部への雨水の流出を最低限にしてください。

☆敷地周囲において、むやみにU字構を設けたり、コンクリートで固めたりせずに地下浸透を心がけてください。

#### オ.緑化

敷地内は緑化を進めましょう ☆緑化により地域の景観を向上してください。

### (2)工事

#### ア.工事の時間

建築工事・土木工事は、できるだけ朝8時から夕方6時までとしてください。

☆工事箇所の近隣では騒音に悩まされています。音の出る工事は日中に行い、夕方から朝にかけて静かになるように配慮してください。

#### イ. 土砂および雨水流出の防止

工事箇所から土砂や雨水を流出させないように工夫してください

☆この地域は全く雨水排水が整備されていないため、斜面の草地が工事により裸地になることにより土砂や雨水が流失し、道路に溢れ海を汚染したり、他の民地に流入したりしています。

このような事態が発生しないように留意してください。

#### ウ.工事車両の駐車と交通の確保

工事車両は車一台は通行できるように通路を確保して駐車してください

☆工事車両により一般の通行に支障がないようにしてください。

#### エ. 道路面および埋設水道管の保全

ダンプカー、ユンボーなど重機により道路面や水道管を破損しないように心がけてください。

☆未舗装で浸食されやすい道路のため、度重なる重機の通行により、道路がでこぼこになつたり段差ができたりします。

また水道管が浅いところに埋設されているため、その破損の恐れもあります。

道路保全、水道管保全の対策は万全にしてください。

また道路面などには適宜碎石をまくなどして改善に努めてください。

#### オ.ゴミ散乱の防止

ゴミを散乱させないようにしてください

☆昼食や休憩時のお弁当やジュース、いらなくなつた図面や段ボール箱などがしょっちゅう散乱し、風で周囲に飛散しています。

このようなゴミにカラスも増加しています。ゴミはきちんと片付けるようにしてください。

#### カ.野外焼却の禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成13年4月1日から一部の例外を除いて、廃棄物の焼却が禁止されています。

#### キ.トイレの設置

排せつは必ずトイレで行ってください

☆ヤマバレ地区の開発が進み、家も建て込んできています。工事関係者は移動トイレを設置し、空き地での排泄は避けてください。

### (3)日常生活

#### ア.灯り

夜間の灯りで近隣が迷惑しないようにしましょう

☆夜間は、近隣に配慮して、必要最小限の灯りにとどめ、島の生態系を維持し、星空が楽しめるようにしましょう。

#### イ.騒音

外に向けて音を流したり、大きな音量を漏らさないよう心がけましょう

☆終日風や波の音が聞こえ、昼にあっては鳥の声、夜に有つては虫の音が聞こえます。このような自然の音を阻害しないようにしましょう。

#### ウ.野外焼却の禁止

野外での焼却は、煙や臭いが近隣に迷惑を及ぼすため控えましょう

☆廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成13年4月1日から、一部の例外を除いて、廃棄物の焼却が禁止されています。

#### エ.商業活動

風俗営業やカラオケボックスは禁止とします。店舗の夜間の営業は夜間10時までとしましょう

☆看板、自販機や広告物は、美観を確保し、周囲の環境との調和を図りましょう

☆静かで平和なヤマパレ地区の風紀を乱さないようにしましょう。

以上、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

平成19年1月

山原自治会 事務局